

平成 17 年 12 月 14 日

各 位

不動産投信発行者名

東京都新宿区西新宿六丁目 8 番 1 号
住友不動産新宿オークタワー27 階
東京グロースリート投資法人
代表者名 執行役員 守田 啓一
(コード番号：8963)

問合せ先

株式会社パワーインベストメント
運用管理部長 大塚 雅一
(TEL 03-5322-7451)

規約変更及び役員、会計監査人選任に関するお知らせ

東京グロースリート投資法人(以下「本投資法人」といいます。)は、平成 17 年 12 月 12 日開催の役員会におきまして、規約変更及び役員、会計監査人の選任に関し、下記の通り投資主総会に付議することを決議しましたのでお知らせします。

なお、下記事項は平成 18 年 1 月 12 日に開催される本投資法人の投資主総会での承認可決をもって有効となります。

記

1. 規約変更の主な内容及び理由について

第 38 条、第 40 条、第 41 条関係

設立の際に定めた規定、又は削除期日経過の為に不要となった条項を削除するものであります。

第 37 条第 1 項関係

本投資法人の資産運用会社の移転に伴い、所要の変更を行うものであります。

第 11 条第 2 項関係

株式会社大阪証券取引所の規則改正に伴い、本投資法人が主たる投資対象とする不動産等への投資に付随して生ずる株券の取得を可能とし、また、本投資法人が主たる投資対象とする不動産等への投資に付随する商標権、専用使用权もしくは通常使用权、ならびに温泉の源泉を使用する権利および当該温泉に関する設備の取得を可能とし、投資機会の確保を図る為、条文の新設を行うものであります。

第 24 条関係

特定の期間に開催される投資主総会を想定し、所要の変更を行うものであります。

第 2 条、第 5 条、第 7 条、第 9 条、第 10 条、第 11 条、第 15 条、第 16 条、第 17 条、第 19 条、第 34 条、第 37 条関係

条文の簡素化及び表現の明確化をはかり、その他字句の修正を行うものであります。

(規約変更の詳細については、別紙「投資主総会招集ご通知」をご参照下さい。)

2. 役員選任について

執行役員及び監督役員全員(2名)は、平成18年1月17日をもって任期満了となりますので、平成18年1月12日に開催される本投資法人の投資主総会におきまして、執行役員1名及び監督役員2名の選任について議案を提出いたします。

(役員選任の詳細については、別紙「投資主総会招集ご通知」をご参照下さい。)

3. 会計監査人選任について

本投資法人の会計監査人である中央青山監査法人は平成18年1月12日に開催される本投資法人の投資主総会終結の時をもって任期満了により退任されますので、当該投資主総会におきまして、会計監査人1名の選任について議案を提出いたします。

(会計監査人選任の詳細については、別紙「投資主総会招集ご通知」をご参照下さい。)

4. 投資主総会等の日程

| | |
|-------------|------------------|
| 平成17年12月12日 | 投資主総会提出議案承認役員会 |
| 平成17年12月28日 | 投資主総会招集通知の発送(予定) |
| 平成18年1月12日 | 投資主総会(予定) |

以上

<添付資料>

投資主総会招集ご通知

本日この資料は次の記者クラブに配布しています：兜クラブ、国土交通記者会、国土交通省建設専門紙記者会

平成17年12月28日

投資主各位

東京都新宿区西新宿六丁目8番1号
住友不動産新宿オークタワー27階
東京グロースリート投資法人
執行役員 守田 啓一

投資主総会招集ご通知

拝啓 投資主の皆様には、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、本投資法人の投資主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の参考書類をご検討頂き、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示、ご押印のうえ、ご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成18年1月12日（木曜日） 午前10時
2. 場 所 東京都新宿区西新宿二丁目6番1号
新宿住友ビル47F スカイルームB 5・6

3. 会議の目的事項

決 議 事 項

- 第1号議案 規約一部変更の件
議案の要領は、後記「議決権の行使についての参考書類」（2頁から8頁）に記載のとおりであります。
- 第2号議案 執行役員1名選任の件
- 第3号議案 監督役員2名選任の件
- 第4号議案 会計監査人選任の件

以 上

当日ご出席されず、かつ議決権行使書用紙が平成18年1月11日までに到着しないときは、「投資信託及び投資法人に関する法律」第93条第1項および本投資法人規約第23条第1項により、本投資主総会の議案につき賛成されたものとみなされます。
(お願い)

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

本投資主総会終了後、引き続き同会場において、本投資法人の資産運用会社である株式会社パワーインベストメントによる「運用状況報告会」を開催いたしますので、あわせてご参加くださいますようお願い申し上げます。

議決権の行使についての参考書類

1. 各議案における議決権を有する投資主が有する投資口の総口数 28,896口

2. 議案に関する参考事項

第1号議案 規約一部変更の件

(1) 変更箇所および変更の理由

第38条、第40条、第41条関係

設立の際に定めた規定、または削除期日経過の為に不要となった条項を削除するものであります。

第37条第1項関係

本投資法人の資産運用会社の移転に伴い、所要の変更を行うものであります。

第11条第2項関係

株式会社大阪証券取引所の規則改正に伴い、本投資法人が主たる投資対象とする不動産等への投資に付随して生ずる株券の取得を可能とし、また、本投資法人が主たる投資対象とする不動産等への投資に付随する商標権、専用使用権もしくは通常使用権、ならびに温泉の源泉を使用する権利および当該温泉に関する設備の取得を可能とし、投資機会の確保を図る為、条文の新設を行うものであります。

第24条関係

特定の期間に開催される投資主総会を想定し、所要の変更を行うものであります。

第2条、第5条、第7条、第9条、第10条、第11条、第15条、第16条、第17条、第19条、第34条、第37条関係

条文の簡素化および表現の明確化をはかり、その他字句の修正を行うものであります。

(2) 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

| 現 行 規 約 | 変 更 案 |
|---|---|
| 第1章 総則 | 第1章 総則 |
| <p>第2条(目的) 本投資法人は、資産を主として特定資産(投資信託及び投資法人に関する法律(昭和26年法律第198号、以下「投信法」といいます。))第2条第1項に掲げる資産をいいます。以下同じ。)のうち不動産、<u>不動産の賃借権若しくは地上権又はそれらを信託する信託の受益権等</u>に対する投資として運用することを目的とします。</p> | <p>第2条(目的) 本投資法人は、資産を主として特定資産(投資信託及び投資法人に関する法律(昭和26年法律第198号、<u>その後の改正を含みます。</u>以下「投信法」といいます。))第2条第1項に掲げる資産をいいます。以下同じ。)に対する投資として運用することを目的とします。</p> |

| 現 行 規 約 | 変 更 案 |
|--|---|
| <p>第5条（投資主の請求による投資口の払戻し） 本投資法人は、投資主（実質投資主を含みます。以下同じ）の請求による投資口の払戻しを行わないものとします（クローズド・エンド型）。</p> | <p>第5条（投資主の請求による投資口の払戻し） 本投資法人は、投資主（実質投資主を含みます。以下同じ）の請求による投資口の払戻しを行わないものとします（クローズド・エンド型）。</p> |
| 第2章 投資口 | 第2章 投資口 |
| <p>第7条（投資口の取扱規則） 本投資法人の投資証券の種類、投資口の名義書換、質権の登録及びその抹消及び投資証券の再発行その他の手続き並びにその手数料については法令又はこの規約の外、役員会で定める投資口取扱規則によります。</p> | <p>第7条（投資口の取扱規則） 本投資法人の投資証券の種類、投資口の名義書換、質権の登録及びその抹消及び投資証券の再発行その他の手続き並びにその手数料については法令又は本規約の外、役員会で定める投資口取扱規則によります。</p> |
| 第3章 資産運用の対象及び方針 | 第3章 資産運用の対象及び方針 |
| <p>第9条（資産運用の基本方針） 本投資法人は、主として東京及び東京周辺都市部に立地する住宅、集合住宅又はオフィス等として使用することを目的とする建物（区分所有権の目的となる建物を含みます。）及びその敷地（地上権または賃借権を含みます。）もしくは住宅、集合住宅、オフィス等を目的とする建物等を建設するための土地（地上権または賃借権を含みます。）並びにかかる不動産を裏付けとする有価証券及び信託の受益権その他の資産に投資することによって、本投資法人に属する資産の成長を目指して運用を行います。</p> | <p>第9条（資産運用の基本方針） 本投資法人は、主として東京及び東京周辺都市部の不動産等（<u>第11条第1項第1号乃至第3号に掲げる特定資産をいいます。</u>）及び不動産対応証券（<u>第11条第1項第4号乃至第9号に掲げる特定資産をいいます。</u>）等の特定資産に投資することによって、本投資法人に属する資産の成長を目指して運用を行います。</p> |
| <p>第10条（投資態度） （記載省略） 2.（記載省略）</p> | <p>第10条（投資態度） （現行どおり） 2.（現行どおり）</p> |

| 現 行 規 約 | 変 更 案 |
|--|--|
| <p>3. 投資対象とする不動産（<u>不動産対応資産</u>に対応する不動産を含みます。）は、主に東京および東京周辺都市部の住宅、集合住宅（いわゆるマンション）、オフィス等の賃貸収入により収益を見込むことができる不動産としますが、その他国内地域に立地する不動産あるいは取得時ないし取得の直後から賃貸収入が発生する予定のない不動産であっても、投資法人の資産の運用状況に照らし、投資することが運用法人の資産運用において有益と判断される場合は当該不動産等を投資対象とします。</p> <p>4. 分配金の支払い又は不動産のメンテナンス費用の支払い等に備えて、あるいは不動産の取得までの一時待機資金の運用等として、運用の安定性あるいは資産の効率的な運用のために、不動産対応資産以外の有価証券や金銭債権及びその他資産に投資することができるものとします。その場合の投資態度は、本投資法人の資産の運用状況に照らし、投資する期間と目的に応じて有益と判断される場合、安全性及び換金性を勘案して投資を行います。</p> <p>5. （記載省略）</p> <p>6. （記載省略）</p> | <p>3. 投資対象とする不動産等（<u>不動産対応証券</u>等を含みます。）は、主に東京及び東京周辺都市部の賃貸収入により収益を見込むことができる不動産等としますが、その他国内地域に立地する不動産等あるいは取得時ないし取得の直後から賃貸収入が発生する予定のない不動産等であっても、投資法人の資産の運用状況に照らし、投資することが運用法人の資産運用において有益と判断される場合は当該不動産等を投資対象とします。</p> <p>4. 分配金の支払い又は不動産等のメンテナンス費用の支払い等に備えて、あるいは不動産等の取得までの一時待機資金の運用等として、運用の安定性あるいは資産の効率的な運用のために、<u>不動産対応証券</u>以外の有価証券や金銭債権及びその他資産に投資することができるものとします。その場合の投資態度は、本投資法人の資産の運用状況に照らし、投資する期間と目的に応じて有益と判断される場合、安全性及び換金性を勘案して投資を行います。</p> <p>5. （現行どおり）</p> <p>6. （現行どおり）</p> |
| <p>第11条（資産運用の対象） 主たる投資対象とする特定資産 （以下(1)及び(2)につき記載省略） (3) 当事者の一方が相手方の行う前第1号及び第2号に掲げる資産の運用のために出資を行い、相手方がその出資された財産を主として当該資産に対する投資として運用し、当該運用から生じる利益の分配を行うことを約する契約に係る出資の持分（以下「不動産に関する匿名組合出資持分」といいます。） （以下(4)から(9)まで記載省略）</p> | <p>第11条（資産運用の対象） 主たる投資対象とする特定資産 （以下(1)及び(2)につき現行どおり） (3) 当事者の一方が相手方の行う第1号及び第2号に掲げる資産の運用のために出資を行い、相手方がその出資された財産を主として当該資産に対する投資として運用し、当該運用から生じる利益の分配を行うことを約する契約に係る出資の持分（以下「不動産に関する匿名組合出資持分」といいます。） （以下(4)から(9)まで現行どおり）</p> |

| 現 行 規 約 | 変 更 案 |
|--|---|
| <p>2. 本投資法人は、資金の効率的な運用に資するため、次に掲げる特定資産に投資することがあります。</p> <p>(1) 次に掲げる有価証券 (以下(1) から(1) まで記載省略) 外国または外国法人の発行する証券または証書で、上記 から までの証券又は証書の性質を有するもの (以下(1) から(1) まで記載省略) (新設)</p> <p>(2) (記載省略)</p> <p>(3) 金融デリバティブ取引（投信法施行令第3条第14号において定義される意味を有します。）に係る権利。 (新設)</p> <p>(新設)</p> | <p>2. 本投資法人は、資金の効率的な運用に資するため、次に掲げる特定資産に投資することがあります。</p> <p>(1) 次に掲げる有価証券 (以下(1) から(1) まで現行どおり) 外国又は外国法人の発行する証券又は証書で、上記 から までの証券又は証書の性質を有するもの (以下(1) から(1) まで現行どおり) <u>株式（但し、実質的に不動産等に投資するもの又は不動産等への投資に付随するものに限ります。）</u></p> <p>(2) (現行どおり)</p> <p>(3) 金融デリバティブ取引に係る権利（投信法施行令第3条第14号において定義される意味を有します。）</p> <p>(4) <u>商標法（昭和34年法律第127号。その後の改正を含みます。）で定める商標権、専用使用権もしくは通常使用権（但し、不動産等への投資に付随するものに限ります。）</u></p> <p>(5) <u>温泉法（昭和23年法律第125号。その後の改正を含みます。）で定める温泉の源泉を使用する権利及び当該温泉に関する設備（但し、不動産等への投資に付随するものに限ります。）</u></p> |
| <p>第15条（資産評価の方法、基準及び基準日） 本投資法人の資産評価の方法は、下記の通り運用資産の種類毎に定めます。</p> <p>(以下(1)及び(2)につき記載省略)</p> <p>(3) 匿名組合出資持分 匿名組合出資持分の構成資産が、前第1号及び第2号に掲げる資産の場合はそれぞれに定める評価を行い、金融資産の場合は一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従った評価を行った上で、これらの合計額から負債の額を控除して当該匿名組合出資の持分相当額をもって評価します。 (以下(4)から(6)まで記載省略)</p> | <p>第15条（資産評価の方法、基準及び基準日） 本投資法人の資産評価の方法は、下記の通り運用資産の種類毎に定めます。</p> <p>(以下(1)及び(2)につき現行どおり)</p> <p>(3) 匿名組合出資持分 匿名組合出資持分の構成資産が、第1号及び第2号に掲げる資産の場合はそれぞれに定める評価を行い、金融資産の場合は一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従った評価を行った上で、これらの合計額から負債の額を控除して当該匿名組合出資の持分相当額をもって評価します。 (以下(4)から(6)まで現行どおり)</p> |

| 現 行 規 約 | 変 更 案 |
|--|--|
| <p>(7) その他 上記に定めがない場合については、社団法人投資信託協会に評価規則に準じて付されるべき評価額又は一般に公正妥当と認められる会計基準により付されるべき評価額をもって評価します。 (記載省略)</p> <p>(8) 資産評価の基準日は、原則として、第16条に定める決算日とします。</p> | <p>(7) その他 上記に定めがない場合については、社団法人投資信託協会の評価規則に準じて付されるべき評価額又は一般に公正妥当と認められる会計基準により付されるべき評価額をもって評価します。 (現行どおり)</p> <p>(8) 資産評価の基準日は、原則として、第16条に定める決算期とします。</p> |
| 第 4 章 計 算 | 第 4 章 計 算 |
| <p>第16条（決算期） 本投資法人の決算期間は、毎年1月1日から6月末日までと7月1日から12月末日まで（以下、決算期間の末日をそれぞれ「決算日」といいます。）の各6ヶ月間とします。</p> | <p>第16条（決算期） 本投資法人の決算期間は、毎年1月1日から6月末日までと7月1日から12月末日まで（以下、決算期間の末日をそれぞれ「決算期」といいます。）の各6箇月間とします。</p> |
| <p>第17条（金銭の分配の方針） 本投資法人は、毎決算期最終の投資主名簿に記載された投資主又は登録質権者に対し、以下の方針に従って金銭の分配を行います。 (以下(1)から(4)まで記載省略)</p> <p>(5) 分配金の分配方法 分配金は、金銭により分配するものとし、決算日現在の投資主名簿に記載のある投資主又は登録質権者を対象に、投資口の保有口数に応じて分配します。</p> <p>(6) (記載省略)</p> | <p>第17条（金銭の分配の方針） 本投資法人は、毎決算期最終の投資主名簿に記載された投資主又は登録質権者に対し、以下の方針に従って金銭の分配を行います。 (以下(1)から(4)まで現行どおり)</p> <p>(5) 分配金の分配方法 分配金は、金銭により分配するものとし、決算期現在の投資主名簿に記載のある投資主又は登録質権者を対象に、投資口の保有口数に応じて分配します。</p> <p>(6) (現行どおり)</p> |
| 第 5 章 投資主総会 | 第 5 章 投資主総会 |
| <p>第19条（招集の公告及び通知） 投資主総会を招集するには、会日から2ヶ月前までに会日を公告し、会日から2週間前までに各投資主に対し通知します。</p> | <p>第19条（招集の公告及び通知） 投資主総会を招集するには、会日から2箇月前までに会日を公告し、会日から2週間前までに各投資主に対し通知します。</p> |
| <p>第24条（基準日） 本投資法人は、決算日の最終の投資主名簿に記載された投資主をもって、その招集に係る投資主総会において権利を行使することのできる投資主とします。</p> <p>2. (記載省略)</p> | <p>第24条（基準日） 本投資法人は、<u>決算期から3箇月以内の日を会日とする投資主総会を開催する場合、直前の決算期の最終の投資主名簿に記載された投資主をもって、その招集に係る投資主総会において権利を行使することのできる投資主と</u>します。</p> <p>2. (現行どおり)</p> |

| 現 行 規 約 | 変 更 案 |
|--|---|
| 第5章 執行役員、監督役員及び役員会 | 第6章 執行役員、監督役員及び役員会 |
| 第6章 会計監査人 | 第7章 会計監査人 |
| 第34条（会計監査人の報酬の支払に関する基準） 会計監査人の報酬は、監査の対象となる決算期毎に1500万円を上限として役員会で決定します。その支払時期は、決算日後3ヶ月以内に会計監査人の指定する口座への振込みにより支払うものとします。 | 第34条（会計監査人の報酬の支払に関する基準） 会計監査人の報酬は、監査の対象となる決算期毎に1500万円を上限として役員会で決定します。その支払時期は、決算期後3箇月以内に会計監査人の指定する口座への振込みにより支払うものとします。 |
| 第8章 投資信託委託業者、資産保管会社及び一般事務受託会社 | 第8章 投資信託委託業者、資産保管会社及び一般事務受託会社 |
| 第37条（資産運用会社の名称及び住所並びに資産運用委託契約の概要） 資産運用会社の名称及び住所 名称：株式会社パワーインベストメント 住所：東京都新宿区西新宿六丁目10番1号 | 第37条（資産運用会社の名称及び住所並びに資産運用委託契約の概要） 資産運用会社の名称及び住所 名称：株式会社パワーインベストメント 住所：東京都新宿区西新宿六丁目8番1号 住友不動産新宿オークタワー27階 |
| 2. 資産運用委託契約の概要 (1)（記載省略） (2) 契約期間；本投資法人の成立日を契約の効力発生日とし、契約期間は効力発生日から3年間とします。期間満了の6ヶ月前までに相手方に対する書面による申出がなされなかったときは、更に3年間契約期間を延長するものとします。 (3) 契約期間中の解約に関する事項； 他方の当事者に対して6ヶ月前までに書面をもって解約を予告し、本投資法人は投資主総会の承認を得た上で、資産運用会社は投資法人の承認を得た上で、契約を解約することができます。 (以下(3) から(5)まで記載省略) (6) 支払報酬に関する事項；資産運用会社に対する報酬は、運用報酬1、運用報酬2及び取得・譲渡報酬から構成され、具体的な金額又は計算方法ならびに支払い時期は以下のとおりとします。 | 2. 資産運用委託契約の概要 (1)（現行どおり） (2) 契約期間；本投資法人の成立日を契約の効力発生日とし、契約期間は効力発生日から3年間とします。期間満了の6箇月前までに相手方に対する書面による申出がなされなかったときは、更に3年間契約期間を延長するものとします。 (3) 契約期間中の解約に関する事項； 他方の当事者に対して6箇月前までに書面をもって解約を予告し、本投資法人は投資主総会の承認を得た上で、資産運用会社は投資法人の承認を得た上で、契約を解約することができます。 (以下(3) から(5)まで現行どおり) (6) 支払報酬に関する事項；資産運用会社に対する報酬は、運用報酬1、運用報酬2及び取得・譲渡報酬から構成され、具体的な金額又は計算方法並びに支払い時期は以下のとおりとします。 |

| 現 行 規 約 | 変 更 案 |
|---|---|
| <p>運用報酬 1 (記載省略)</p> <p>運用報酬 2 本投資法人の決算期間ごとに計算される運用報酬 2 控除前の分配可能金額(本投資法人規約第17条に定めるものをいいます。)に対し、3%を上限として役員会が決定した料率を乗じた金額(1円未満切捨て)を決算日後3ヶ月以内に支払います。</p> <p>取得・譲渡報酬 (記載省略)</p> | <p>運用報酬 1 (現行どおり)</p> <p>運用報酬 2 本投資法人の決算期間ごとに計算される運用報酬 2 控除前の分配可能金額(本投資法人規約第17条に定めるものをいいます。)に対し、3%を上限として役員会が決定した料率を乗じた金額(1円未満切捨て)を決算期後3箇月以内に支払います。</p> <p>取得・譲渡報酬 (現行どおり)</p> |
| <p>第10章 その他</p> | <p>第9章 その他</p> |
| <p>第38条(投資法人の負担に帰すべき設立費用) 本投資法人の負担に帰すべき設立費用は、設立登記の登録免許税、金融機関の取扱手数料、創立総会に関する費用及びその他設立事務に必要な費用とします。</p> | <p>(全文削除)</p> |
| <p>第39条(諸費用の負担) (記載省略)</p> | <p>第38条(諸費用の負担) (現行どおり)</p> |
| <p>附則 第40条(所在する場所の効力発生日) 第3条の効力発生日は平成16年5月28日とする。本条は第3条の効力発生日後、削除する。</p> | <p>(全文削除)</p> |
| <p>第41条(第4期の決算期間) 第16条の定めにかかわらず、本投資法人の第4期の決算期間は、平成16年1月1日から平成16年12月末日までとし、第5期以降は、第16条に定めるとおりとする。本条は、第5期に係る金銭の分配の終了後、削除する。</p> | <p>(全文削除)</p> |

第2号議案 執行役員1名選任の件

執行役員守田啓一は、平成18年1月17日をもって任期満了となりますので、新たに執行役員1名の選任をお願いするものであります。なお、本議案における執行役員の任期は、平成18年1月18日から2年間となります。

執行役員候補者は次のとおりであります。

| 氏名 (生年月日) | 略歴および他の会社の代表状況 | 所有する 投資口数 (口) |
|------------------------|--|---------------------|
| 土屋 孝 樹 (昭和26年2月20日) | 昭和48年4月 協立証券株式会社(現エイチ・エス証券株式会社)入社 平成15年6月 エイチ・エス証券株式会社取締役営業管掌兼経営企画室部長兼営業統括部長 同社取締役営業統括本部長 平成15年8月 同社取締役 平成16年2月 株式会社パワーインベストメント代表取締役社長就任(現職) | 0 |

(注) 執行役員候補者土屋孝樹は、本投資法人の資産運用委託契約を締結している株式会社パワーインベストメントの代表取締役社長であります。「投資信託及び投資法人に関する法律」第13条に基づき平成17年11月28日付で金融庁長官より兼職の承認を得ております。

第3号議案 監督役員2名選任の件

監督役員角替隆志、染井法雄の両氏は、平成18年1月17日をもって任期満了となりますので、新たに監督役員2名の選任をお願いするものであります。なお、本議案における監督役員の任期は、平成18年1月18日から2年間となります。

監督役員候補者は次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏名 (生年月日) | 略歴および他の会社の代表状況 | 所有する投資口数 (口) |
|-------|--------------------------|--|-----------------|
| 1 | 角 替 隆 志 (昭和30年4月18日) | 昭和53年4月 富士ゼロックス株式会社入社 昭和57年9月 等松・青木監査法人(現監査法人トーマツ)入所 昭和60年9月 アスカコンサルティング株式会社入社 平成3年9月 角替隆志税理士事務所(現麹町税理士法人)開業(現職) 平成16年1月 本投資法人監督役員就任(現職) | 0 |
| 2 | 染 井 法 雄 (昭和31年11月23日) | 昭和62年4月 弁護士登録 昭和62年4月 海老原茂法律事務所入所 平成3年4月 染井法律事務所(現染井・前田・中川法律事務所)開業(現職) 平成16年1月 本投資法人監督役員就任(現職) | 0 |

第4号議案 会計監査人選任の件

本投資法人の会計監査人である中央青山監査法人は、本投資主總會終結の時をもって任期満了により退任されますので、新たに会計監査人の選任をお願いするものであります。

会計監査人候補者は次のとおりであります。

(平成17年9月30日現在)

| | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|----------|---|---------|------|------|------|----------|--------|------|------|------|------|----------|--------|------|--------|----|--------|
| 名称 | 新日本監査法人 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 沿革 | 昭和61年1月 監査法人第一監査事務所と日新監査法人と武蔵監査法人が合併してセンチュリー監査法人となる 昭和62年4月 監査法人榮光会計事務所と合併 平成2年7月 港監査法人と合併 平成4年7月 陽光監査法人と合併 平成12年4月 太田昭和監査法人とセンチュリー監査法人が合併して監査法人太田昭和センチュリーとなる 平成13年7月 新日本監査法人に名称変更 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 出資金 | 1,736,000千円 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 事務所の所在地 | 東京都千代田区内幸町二丁目2番3号 日比谷国際ビル | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 事務所 | 国内36 東京、札幌、函館、仙台、秋田、山形、福島、水戸、高崎、さいたま、千葉、横浜、新潟、長岡、富山、金沢、福井、甲府、長野、岐阜、静岡、浜松、豊橋、名古屋、京都、大阪、神戸、松江、岡山、広島、高松、松山、福岡、宮崎、鹿児島、那覇 国外21 ニューヨーク、ロサンゼルス、アトランタ、コロンブス、サンフランシスコ、トロント、ロンドン、パリ、アムステルダム、ブリュッセル、デュッセルドルフ、フランクフルト、ニューデリー、シンガポール、マニラ、北京、上海、香港、広州、大連、台北 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 概要 | 社員数・職員数 <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">社員：代表社員</td> <td style="text-align: right;">327名</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">社員</td> <td style="text-align: right;">214名</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">職員：公認会計士</td> <td style="text-align: right;">1,113名</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">会計士補</td> <td style="text-align: right;">818名</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">その他</td> <td style="text-align: right;">639名</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">合計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">3,111名</td> </tr> </table> <p>(注) 非常勤職員は含まれていません。</p> | 社員：代表社員 | 327名 | 社員 | 214名 | 職員：公認会計士 | 1,113名 | 会計士補 | 818名 | その他 | 639名 | 合計 | 3,111名 | | | | |
| 社員：代表社員 | 327名 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 社員 | 214名 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 職員：公認会計士 | 1,113名 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 会計士補 | 818名 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| その他 | 639名 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 合計 | 3,111名 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 関与会社数 <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">証取・商法</td> <td style="text-align: right;">916社</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">証取単独</td> <td style="text-align: right;">140社</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">商法単独</td> <td style="text-align: right;">1,398社</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">学校法人</td> <td style="text-align: right;">257社</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">労働組合</td> <td style="text-align: right;">128社</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">その他の法定監査</td> <td style="text-align: right;">391社</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">任意監査</td> <td style="text-align: right;">1,523社</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">合計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">4,753社</td> </tr> </table> | 証取・商法 | 916社 | 証取単独 | 140社 | 商法単独 | 1,398社 | 学校法人 | 257社 | 労働組合 | 128社 | その他の法定監査 | 391社 | 任意監査 | 1,523社 | 合計 | 4,753社 |
| 証取・商法 | 916社 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 証取単独 | 140社 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 商法単独 | 1,398社 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 学校法人 | 257社 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 労働組合 | 128社 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| その他の法定監査 | 391社 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 任意監査 | 1,523社 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 合計 | 4,753社 | | | | | | | | | | | | | | | | |

以上

投資主総会会場ご案内略図

【会 場】 東京都新宿区西新宿二丁目 6 番 1 号

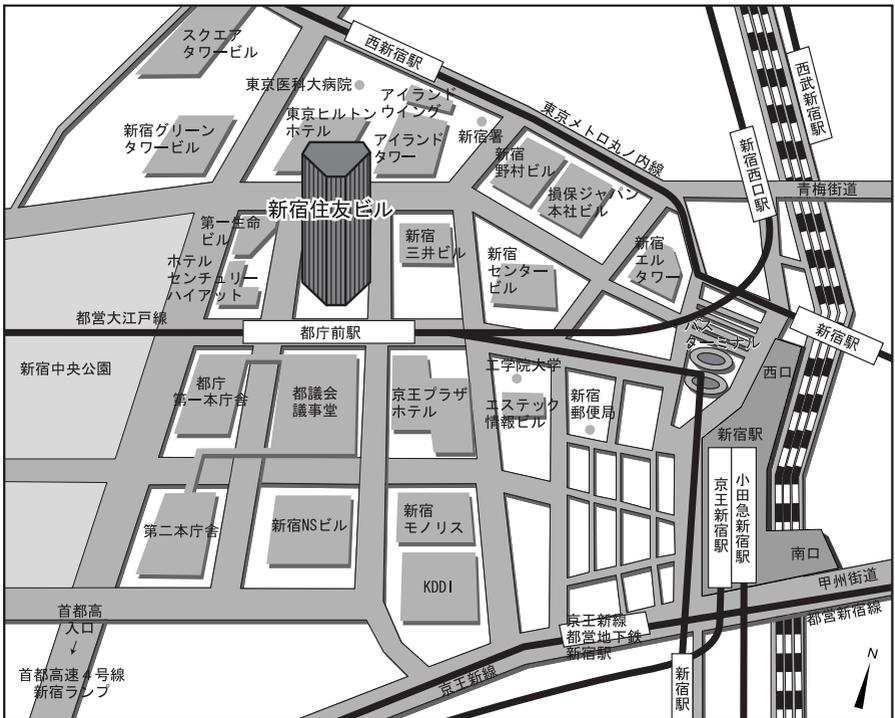
新宿住友ビル47F スカイルームB 5・6

【電話番号】 電話番号 03-3344-6983

【最寄り駅】 J R線・小田急線・京王線・東京メトロ丸の内線「新宿」駅徒歩約8分

東京メトロ丸の内線「西新宿」駅徒歩約5分

都営地下鉄大江戸線「都庁駅前」駅A6出口直結



お願い：会場周辺道路および駐車場の混雑が予想されるため、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。